

ヤングケアラーをご存じですか？

～子どもの権利について考えてみましょう～

■問い合わせ先 こども未来課（内線 1263）



ヤングケアラーとは、本来は大人が担うようなケア責任を引き受け、家事、家族の世話・介護などを日常的に行なう18歳未満の子どものことをいいます。

しかし、そのサポートの責任が過度となる場合、子ども自身の権利が守られず、心身の発達、人間関係や進路などに影響を及ぼす可能性があると言われており、ヤングケアラーは、自身の状況を「当たり前前」だと思いついて、相談できることを知らない人もいます。

周りの大人や社会が、ヤングケアラーに気づくことが大切です。私たちにできることの第一歩として、まず「ヤングケアラー」を知ることから始めてみましょう。

ヤングケアラーとは

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

■連絡・相談先

○家庭児童相談室（こども未来課内、内線1263）

○中央児童相談所（TEL 026-238-8010）

○長野県児童虐待・DV 24時間ホットライン（TEL 026-219-12413）

○児童相談所全国共通ダイヤル（TEL 189、通話料は無料）

令和2年度市内通告件数

身体的虐待	50件
性的虐待	0件
保護の怠慢・拒否（ネグレクト）	15件
心理的虐待	43件
不詳（虐待なし）	3件

11月は児童虐待防止推進月間です

■児童虐待とは
児童虐待は子どもに対する最も重大な権利侵害です。子どもの心身の成長や人格の形成に大きな影響を与え、次の世代に引き継がれる恐れもあります。

保護者はしつけのつもりでも、暴力や暴言で子どもを追い詰めるものであれば、それは虐待です。